

公 示 送 達 書

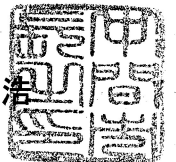
中間市告示第 168 号

下記の者に係る送達すべき書類は、送達を受けるべき者(法人)の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないため、地方税法第20条の2に基づき公示送達を行います。送達を受けるべき者(法人)は、送達すべき書類を当市役所収納課で保管しておりますので、受け取りを申し出てください。

掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、地方税法第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされます。

令和8年10月9日

中間市長 福田 浩



番号	送達する書類の名称	送達を受けるべき者
		氏名
1	国税徴収法第62条に基づく通知書	井出 和実
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
備考		